

制度と福祉

八雲町では安心して子育てができるように、お子さんのいる家庭に各種手当や18歳までの医療費無償化を行っています。



医療費の助成

子ども	お子さんが18歳に達する年度の末日（高校卒業年度末）まで助成します。	
ひとり親家庭等	ひとり親家庭、または両親がいない18歳までのお子さんを養育している場合、お子さんが18歳に達する年度の末日まで助成します。	
重度心身障がい児	身体障がい者手帳1級・2級・3級（内部障がいのみ）、重度知的障がい（療育手帳A）を持つお子さんに助成します。	
お問い合わせ	役場住民生活課国民健康保険係	TEL 0137-62-2112
	熊石総合支所住民サービス課戸籍保険係	TEL 01398-2-3112

各種手当

児童手当	0歳から高校生年代までのお子さんを養育している方に支給されます。	
児童扶養手当	ひとり親家庭、または両親がいない18歳までのお子さんを養育している場合などに支給されます。	
特別児童扶養手当	心身に障がいを持つ20歳未満のお子さんを養育している場合に支給されます。	
妊婦のための支援給付金	妊婦や子育て家庭が安心して過ごしていただくため、保健師等の面談による継続的な「相談支援」と出産・育児用品購入等の経済的負担を軽減するための「経済的支援」を併せて行います。申請手続き後、1回目：妊婦1人当たり5万円／2回目：胎児1人当たり5万円を支給します。	
出産祝金	八雲町に生まれてきてくれた子どもの誕生を祝福するため、出産祝金を交付します。	
お問い合わせ	役場住民生活課児童係 熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係、環境生活係	TEL 0137-62-2112 TEL 01398-2-3112
障害児福祉手当	心身に重度の障がいを持つ20歳未満のお子さんに支給されます。	
お問い合わせ	シルバープラザ保健福祉課 障がい者福祉係	TEL 0137-64-2111



手帳

身体障害者手帳	目や耳、手足、内臓などに永続する障がいがある方に交付される手帳。	
療育手帳	児童相談所で知的障がいと判断された方に交付される手帳。	
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患（統合失調症、気分（感情）障害、てんかん、発達障害）があり、日常生活・社会生活に制約がある方に交付される手帳。	
お問い合わせ	シルバープラザ保健福祉課 障がい者福祉係	TEL 0137-64-2111

サービスなど

八雲町障がい者基幹相談支援センター（シルバープラザ内）	障がいなどに関する総合相談窓口	
障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービスなど	
障害福祉サービス	ホームヘルプ、就労継続支援、ショートステイ（町内に利用できる施設がないため、他市町の施設利用となります。）など	
補装具費の支給	身体の欠損又は失われた身体機能を補う補装具の購入費や修理費などの支給を行います。（義肢、車いすなど）	
その他	地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業など）など	
お問い合わせ	シルバープラザ保健福祉課 障がい者福祉係	TEL 0137-64-2111
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方へ、対象となる種目の用具を給付します。	
軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入又は修理に要する費用を助成します。	
お問い合わせ	役場住民生活課児童係	TEL 0137-62-2112

